

特別免許状の申請に係る提出書類

- 授与候補者の経験等により提出書類は異なりますのでご注意ください。
- 以下の書類に加え、必要に応じて追加書類をいただく場合があります。

検定項目		提出書類 注１・２	授与候補者の経験等			留意事項
			【基準第４（１）本文の要件を満たすことにより申請する場合】	【基準第４（１）①の要件を満たすことにより申請する場合】	【基準第４（１）②の要件を満たすことにより申請する場合】	
			学校種の教科ごとの専門性を確認できる資格や経験等を有し、教育職員免許法第２条第１項に規定する教育職員としての勤務経験が１年以上（見込みを含む。）にわたること。	教科に関する専門分野に関する勤務経験等が、概ね３年以上あること。	その他愛知県教育委員会が同等の知識経験又は技能を有するものと認めるもの。	
共通事項		教育職員検定願（様式第９の２の２）	◎	◎	◎	手数料：免許状１件につき5,200円分の愛知県収入証紙を貼付。
		所有する教員免許状及び更新講習確認証明書等の写し	○	○	○	所有している場合のみ必要。（免許状を紛失している場合、愛知県で授与された免許状であれば紛失届、他県で授与された免許状であれば授与証明書を提出すること。）
		履歴書（様式第５）	◎	◎	◎	
		申請する特別免許状に関連する資格等の証明書等の写し	○	○	○	特別免許状の授与判定に影響を及ぼすと思われる場合は、その証明書等を提出すること。
		日本語能力試験に関する証明書の写し	○	○	○	外国人である場合のみ必要。
		戸籍抄本	○	○	○	提出書類の氏名、本籍地が同一でない場合に必要。
		住民票	○	○	○	外国人である場合のみ必要。
		在留カードの写し	○	○	○	外国人である場合で、永住者の場合のみ必要。
		返信用封筒	○	○	○	角形２号封筒にあて名を記載し、切手530円分を貼付すること。（公立学校を経由する場合は不要。）
基準第３欠格条項		誓約書（様式第３）	△	△	△	
		卒業証明書等（外国の大学を卒業している場合は、卒業証明書及び成績証明書）	◎	◎	◎	高校、短大、大学、大学院又は高等専門学校のもの。（専門学校、専攻科のものは不可。）
基準第４授与候補者の教員としての資質	基準第４（１）担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能	実務に関する証明書（様式第４） 注３	◎	×	×	証明欄の証明者については、以下の表を参照すること。
		学校種の教科ごとの専門性を確認できる資格や経験等の証明書類	◎	×	×	
		基準第４（１）①の要件を満たすことの証明書類（勤務実績の証明書类等（在職期間、職務内容を確認できる書類））	×	◎	×	
		基準第４（１）②の要件を満たすことの証明書類（資格証明書の写し、受賞歴等を確認できる書類）	×	×	◎	
	基準第４（２）社会的信望、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見	人物に関する証明書（様式第７） 注３	◎	◎	◎	証明欄の証明者については、以下の表を参照すること。
		勤務予定校以外からの推薦書（任意様式で１通以上）	◎	◎	◎	特別免許状推薦書（様式第９の３）と同一の内容は不可。
		自己申告書（任意様式）	◎	◎	◎	
基準第５任命者又は雇用者の推薦による学校教育の効果的实施		特別免許状推薦書（様式第９の３）（勤務予定校からの推薦書）	◎	◎	◎	「その他の推薦理由」欄に以下の事項を記載すること。 ・学校教育の効果的な実施に特に必要がある理由 ・研修計画や学習指導要領の共通理解のための体制など任用（雇用）後の受入体制について
基準第６身体		身体に関する証明書（様式第８）	△	△	△	

◎：必要 ○：授与候補者によっては必要 △：現職教員の場合は不要 ×：不要

- 注１ 外国語で書かれた書類には、すべて別紙で日本語訳を添付してください。
- 注２ 提出書類のうち「写し」のものについて、勤務予定校の所属長の原本証明をしたものが必要です。

注３ 証明欄の証明者について

人物に関する証明書 （様式第７）	・証明欄の証明者について		
	教員としての勤務を予定している学校※１	証 明 者	
		所属長	所轄庁
	大学附置の国立学校		学校長 当該大学の学長
	公立学校	大学附置の学校	学校長 当該大学の学長
		市町村立学校	学校長 市町村教育委員会
		都道府県立学校	学校長 都道府県教育委員会※２
	私立学校		学校長 理事長
	※１ 勤務予定学校の所属長、所轄庁の証明を受けること。		
	※２ 愛知県立学校の場合は、所轄庁の証明は不要		
実務に関する証明書 （様式第４）	・証明欄の証明者について		
	教員の勤務する学校	証 明 者	
		所属長	所轄庁
	大学附置の国立学校		学校長 当該大学の学長
	公立学校	大学附置の学校	学校長 当該大学の学長
		市町村立学校	学校長 市町村教育委員会
		都道府県立学校	学校長 都道府県教育委員会※
	私立学校		学校長 理事長
	※ 愛知県立学校の場合は、所轄庁の証明は不要		